

【紙類の種類・出し方】

出し方のルール


- ① 今までの『紙製容器包装』+『紙製品』=紙類
- ② 市指定紙類専用袋(オレンジ色)に入れ、住所・氏名を必ず記入下さい。
- ③ 汚れているものは可燃ごみへ入れて下さい。
- ④ 新聞・雑誌・ダンボール・紙パック(牛乳パック)は入れないで下さい。



「紙マーク」

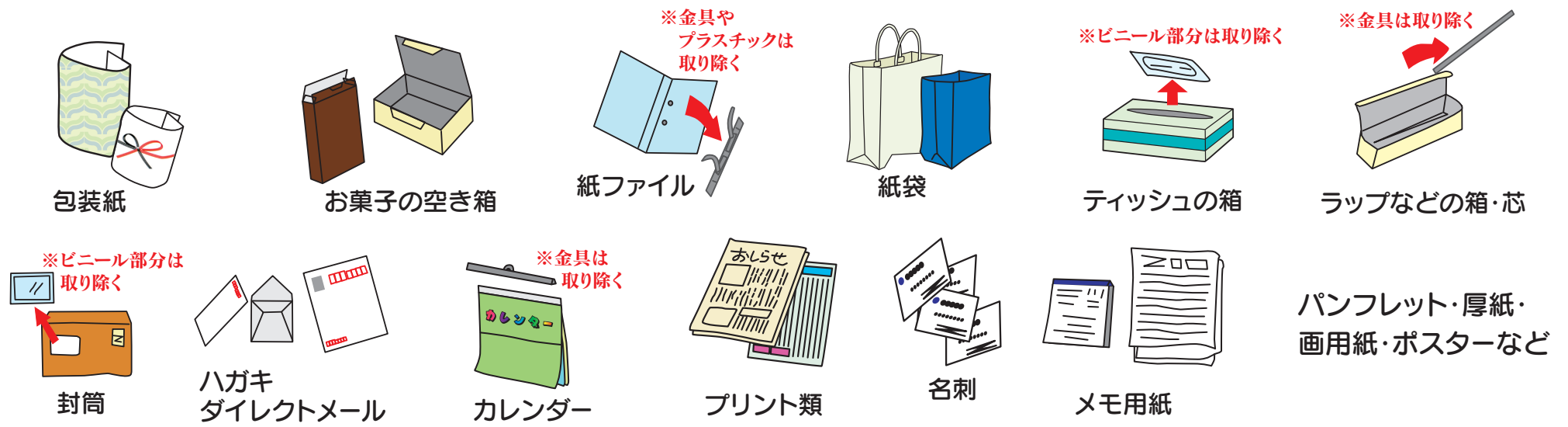
紙類の対象品が増え  が出しやすくなりました!!

紙類とは・・・

- 『紙マーク 』がついているもの
- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のリサイクルできる紙

対象となるもの

紙類



対象とならないもの



【プラスチック製容器包装の種類・出し方】

出し方のルール

- ① 「プラマーク」が対象品の目印です。ただし、プラマークが無くても商品の容器、包装であれば対象です。
- ② 市指定プラ製容器専用袋(水色)に入れ、住所・氏名を必ず記入下さい。
- ③ 汚れているものは水洗いし、乾かして出して下さい。
- ④ ボトル類、チューブ類などのキャップは、外して一緒に入れて下さい。



「プラマーク」

プラスチック製容器包装とは・・・

食料品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の器、包み、袋などです。おもちゃ、バケツなどは、プラスチックでできていますが、プラスチック製容器包装の対象ではありません。

対象となるもの



対象とならないもの



可燃ごみへ!